

さいたま市特定教育・保育施設等の設置者に係る業務管理体制検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）に対して実施する業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について、基本的事項を定めることにより、検査の的確かつ効果的な実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の形態等)

第2条 検査の形態は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

法第55条第2項の規定による届出のあった事項及びその運営状況について、原則として書面により定期的かつ計画的に行う。

(2) 特別検査

次の各号いずれかに該当するときに、随時適切に行う。

ア 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 度重なる指導によっても改善が見られないとき。

ウ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

(一般検査の内容及び方法)

第3条 一般検査は、次に掲げる事項が適切に整備及び実施されているかを確認する。

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

2 検査の実施にあたっては、原則として市が実施する実地指導と同時に行う。

(特別検査の内容及び方法)

第4条 特別検査は、第2条第2号に該当するときに、特定教育・保育提供者に対し、必要に応じて特定の事項について報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは教育・保育の提供に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(検査の実施通知)

第5条 検査を行うにあたっては、対象となる特定教育・保育提供者に対し、根拠規定等を記載した実施通知を交付するものとする。

(監査結果の通知等)

第6条 検査の結果、改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育提供者に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(勧告等)

第7条 検査の結果、前条の規定により指導を行った事項について適切な改善がなされないときは、法第57条第1項の規定により、特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、文書により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定により勧告した場合には、期限内に文書により報告させるものとする。

3 勧告を受けた特定教育・保育提供者が第1項の期限内にこれに従わなかったときは、法第57条第2項の規定により、その旨を公表することができる。

(命令等)

第8条 前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、法第57条第3項の規定により、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2 前項の規定により命令をしたときは、期限内に文書により報告させるものとする。

3 第1項の規定による命令をした場合には、法第57条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

(聴聞等)

第9条 検査の結果、当該特定教育・保育施設提供者に対して命令の処分を行おうとする場合は、検査後、当該処分の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(関係機関との連携)

第10条 必要に応じ、埼玉県等関係行政機関に協力を求めるなどにより、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。